

## 令和2年度・第2回岡山県男女共同参画審議会 議事概要

### 【開催概要】

#### 1 日時

令和2年11月9日（月）13:30～15:30

#### 2 場所

サン・ピーチ OKAYAMA 3階ピーチホール

#### 3 出席者

○委員（五十音順、敬称略）／出席13名

青木祐也、青野雅世、安藤和人、伊原直美、影山美幸、河内恵子、小林鈴代  
笹井茂智、多田憲一郎、時實達枝、延本安子、山本京子、山本康裕  
（欠席2名／伊田大夢、山下美紀）

○事務局（県）／出席8名

県民生活部長、男女共同参画青少年課長、男女共同参画推進センター（ウィズセンター）所長、事務局（男女共同参画青少年課）職員

### 【議事次第】

#### 1 開会

県民生活部長あいさつ

委員の皆さま方には、大変お忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。

本日は、前回の審議会におきまして、皆さま方から頂戴いたしました御意見などを踏まえ作成をいたしました第5次おかやまウィズプランの素案とDV基本計画の改定の素案につきまして、御審議をいただく予定といたしております。

まず、新たなウィズプランでございますけれども、これまでの取組による成果や課題、本格的な人口減少社会の到来や新型コロナウイルス感染症の拡大などの社会経済情勢の変化を踏まえまして、男女共同参画社会の実現に向けて、県民や企業の皆さまの具体的な行動や実践につなげていくことを目指してまいりたいと考えております。

また、配偶者からの暴力（DV）につきましては、相談件数が3,000件を超えて推移をしており、さらに面前DVなど、児童虐待との関連も指摘されるなど、複雑化、多様化している状況でございます。このため、DVの基本計画に基づきまして、市町村や関係機関、ボランティア、NPOの皆さまと連携しながら、被害者の相談や保護、また自立支援に迅速かつ適切に対応してまいりたいと考えております。

本日御審議をいただきます、これら2つの計画につきましては、いずれも男女共同参画社会の実現にとりまして大変重要な計画でございます。委員の皆さまには、忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願いをいたします。

簡単ではございますけれども、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

## 2 議事

- (1) 第5次おかやまウィズプラン（仮称）素案について
- (2) 「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本方針」改定素案について
- (3) その他

会長（司会）	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>本日は、多忙の中、お集まりいただきましてどうもありがとうございました。この会議ですけれども、本年度、第1回が8月17日に開催されまして、今回が2回目、はやもう11月となり、考えればあと2か月足らずで今年も終わってしまうという時期になりました。今年は、コロナに始まってコロナに終わりそうな、そういう年になるわけですけれども、観光業や飲食業の方とか、本当に大変な困難な年だったと思います。大学も、授業が4月から始まらないでどうするのかということで、結局5月からオンラインでいろいろやっておりますけれども、果たしてこれでいいのか、日々悩みながらやっております。そういう困難な年ですけれども、その中でも動き、変化が出てきました。アメリカの大統領選挙です。トランプ大統領から新たにバイデンさんが大統領になろうとされています。バイデンさんは、分断ではなくて結束を目指す大統領になるんだということをおっしゃいました。コロナで、ソーシャルディスタンスとか、分断がだんだん強まっていく、そういう中でこの言葉、非常に新鮮な響きを持って聞きました。まさに、分断ではなく結束をしていく、社会をどうまとめていくのかというのがこれから重要になってくるのではないかなと思っています。</p> <p>その結束を促す重要な鍵というのは、私は対話にあると思います。対話をすることによって、やはり人々はつながっていくのではないかと、その様に思っています。この岡山県の男女共同参画審議会においても、さまざまな立場の方がいらっしゃるわけですが、その中で、それをどうつなげるか、どう統合していくかということが大変求められている会議ではないかと思っています。今日も、これから2時間程度ありますけれども、ぜひ実りある対話をしながら、よりよい岡山県の社会をつくっていききたいなと思っていますので、今日もよろしくお願ひしたいと思っています。</p> <p>それでは、規定によりまして私が議長を務めますが、円滑な議事進行に御協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、前もってお断りしておきますが、この審議会の議事概要につきましては、事務局において作成をしまして、そして各出席委員の確認をいただいた上で県のホームページに掲載し、公表させていただく予定です。何とぞ御了解をいただきたいと思います。その際、発言者につきましては、お名前を出すことはなく、単に「委員」とさせていただきたいと思いますので、その点、御了承いただければと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、議事に入りたいと思いますが、次第に沿って進めていきたいと</p>
--------	---

	<p>思います。</p> <p>まず、議事（1）第5次おかやまウィズプラン（仮称）の素案について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。</p>
<p>男女共同参画青少年課長</p>	<p>男女共同参画青少年課長でございます。本日はよろしくお願いいたします。</p> <p>資料1をお開きください。</p> <p>ウィズプランの策定の趣旨でございます。「1 策定の趣旨」でございますが、この計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものでございます。</p> <p>「2 これまでの経緯」ですが、前回の審議会において、皆さまから頂いた御意見や県議会、市町村、関係団体などの皆さまからの意見を踏まえ、このたびの素案を取りまとめております。</p> <p>「3 素案の概要」については、後ほど説明いたします。</p> <p>「4 今後のスケジュール」につきましては、本日、素案について御審議をいただき、パブリックコメントを実施した後、2月に開催予定の次回の審議会において、最終案をお示ししたいと考えております。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>素案の概要になります。第1章の「1 計画策定の趣旨」でございます。県政の基本目標である『生き生き岡山』の実現のためには、すべての人が性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合う「男女共同参画社会の実現」が必要不可欠です。県では、平成13年から、4次にわたりウィズプランを策定し、さまざまな施策を推進してきました。これまでの成果と課題等を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策をより一層、総合的かつ計画的に推進するため、第5次となるウィズプランを策定するものでございます。</p> <p>「2 計画の位置付け」は、男女共同参画社会基本法および県の条例に基づく計画でございます。「3 計画の期間」は、来年度から令和7年度までの5年間といたします。</p> <p>「第2章 本県における男女共同参画の現状と課題」ですが、「1 これまでの取組」の（1）国際社会における取組ですが、国際連合において、昭和50年を「国際婦人年」とし、「世界行動計画」を採択しました。平成27年には、SDGsに「ジェンダー平等の実現」が掲げられました。</p> <p>（2）国における取組では、国際社会の取組と連動しながら、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を施行し、翌12年には、第1次となる男女共同参画基本計画を策定しました。以後、5年ごとに計画を策定し、関連施策を推進しているところでございます。</p> <p>（3）本県における取組としては、平成13年に「おかやまウィズプラン21」を策定、以後5年ごとに計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいりました。</p> <p>次に、「2 男女共同参画を取り巻く状況」の（1）でございますが、本県の人口は、平成17年の約196万人をピークに減少が続いており、将来人口は、</p>

	<p>令和27年には約162万人まで減少し、高齢化率も36%になると推定されております。</p> <p>(2) 少子化の現状です。昨年の出生数は約1万3,000人で、昭和50年の約3万人に比べると半分以下の水準になっています。また、合計特殊出生率も、昭和50年には2.0を超えておりましたが、昨年は1.47と、全国平均を上回っているものの、中国5県で最も低くなっております。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>(3) 家族形態の変化です。一般世帯数は増加傾向にありますが、核家族世帯と三世帯世帯の割合はともに減少傾向にあります。一方、単独世帯の割合は増加している状況でございます。</p> <p>次に、「3成果と課題」です。ここでは、現行のウィズプランの数値目標の達成状況や県民意識調査などから、男女共同参画社会の実現に向けた成果と課題を示しております。</p> <p>まず、(1)の成果ですが、①固定的な性別役割分担意識の改善については、「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感しない」と答える人の割合が、平成12年の調査時の約6割から、昨年の調査では7割を超えるなど、固定的な性別役割分担意識に一定の改善が見られてきております。</p> <p>②女性の雇用の促進ですが、女性の常用労働者の割合が、令和元年には60%を超え、10年間で10ポイント以上向上しております。また、出産や育児などの理由で女性が離職することによるM字カーブも解消の方向に向かっています。</p> <p>次に、(2)課題です。①固定的な性別役割分担意識や不平等感の解消ですが、固定的な性別役割分担意識に一定の改善が見られ、意識の改善が進む一方、家庭での個別の役割についてみると、日常の家事、家計管理、育児は妻の役割、生活費を稼ぐことは夫の役割との認識が依然として高く、個別の役割の部分で性別役割分担意識は解消されていない状況にあります。また、男女の地位の平等意識についても、職場、家庭生活、地域社会などで男性優位と感じている人の割合が高くなっております。</p> <p>次に、②男性に着目した意識改革ですが、男性は長時間労働による時間的な制約などから、家庭生活や地域活動に十分参画できていません。男性の家事、育児等への参画につながる取組を進める必要があります。</p> <p>次に、③男女間のあらゆる暴力の根絶ですが、DVの年間相談件数が3,000件を超え、年間検挙件数も200件程度と高い水準で推移しています。また、性犯罪、性暴力についても、根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があります。</p> <p>④あらゆる分野への男女共同参画の推進ですが、県内の民間企業における係長相当職以上の管理職に占める女性の割合は、平成30年度には14.5%となっており、全国平均は上回っているものの、まだまだ十分とは言えない状況です。</p> <p>次に、⑤雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保ですが、女性が職業を持つことについて、子どもができて職業を続けるほうがよいと</p>
--	---

	<p>する、就業継続を選択したり支持する考えが増加傾向にあり、約5割となっています。働きたい人が性別にかかわらず、その能力を十分に発揮できる環境づくりを進めていく必要があります。</p> <p>⑥女性のチャレンジ支援ですが、職場の管理職等への就任の依頼に対して、「責任が重くなる」「部下を管理・指導できる自信がない」などの理由から、女性の約5割が断ると回答しています。女性の活躍に向けた意欲を喚起するなど、女性のチャレンジを支援する必要があります。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>⑦仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現ですが、就労している人の日常の優先度について聞いたところ、希望としては、仕事や家庭生活などをバランスよく優先したいという回答が多いのですが、現実には仕事優先の結果となっています。</p> <p>次に、「第3章計画の概要」でございます。</p> <p>「1目標」については、引き続き、男女が共に輝くおかやまづくりとしたいと考えております。</p> <p>「2基本的な視点」については、4つの視点を引き続き基本にしていきたいと考えております。</p> <p>「3計画の体系」についても、現行のプラン3本柱とさせていただきたいと考えております。</p> <p>「4数値目標」と次の「第4章計画の内容」については、後ほど説明いたします。</p> <p>次に、「第5章計画の総合的な推進」であります。男女が共に輝くおかやまづくりに向け、県民、ボランティア、NPO、企業、市町村、県が互いに役割を担いながら、緊密に連携して取組を進めていく必要があります。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>計画の体系図になります。前回、審議会においてお示ししたのですが、新たに加える重点目標と施策の方向を太字で示しております。</p> <p>「基本目標Ⅰ男女共同参画社会の基盤づくり」では、重点目標2「男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進」に「③国際的な視点に立った男女共同参画の推進」を加えております。重点目標4に「②男性の家事・育児・介護参画の推進」を追加しております。</p> <p>次に、「基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築」におきましては、重点目標5「男女間のあらゆる暴力の根絶」に、「②性犯罪・性暴力対策の推進」と「④加害者の更生のための取組」を追加しております。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>「基本目標Ⅲ男女が共に活躍する社会づくり」では、重点目標10「地域社会における男女共同参画の推進」を新たに掲げ、施策の方向として「①地域社会における男女共同参画の推進」と「②防災・復興における男女共同参画の推進」を掲げております。併せて、重点目標12に「③ハラスメントへの対応」、重点目標13に「②女性活躍の『見える化』の推進」、重点目標14に「③多様で柔軟な働き方の推進」をそれぞれ追加しております。</p>
--	---

	<p>次にウィズプランの冊子を御覧ください。</p> <p>29 ページをお願いいたします。</p> <p>1 つ目の基本目標「男女共同参画社会の基盤づくり」になります。この基本目標では、固定的な性別役割分担意識や男女の不平等感の解消に向け、社会制度や慣行の見直し、男女平等に関する教育、学習の推進などに取り組み、男女共同参画社会に向けた基盤となる意識の醸成を図ることとしております。</p> <p>31 ページをお願いいたします。</p> <p>重点目標2「男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進」の〈現状と課題〉の3段落目からを御覧ください。男女共同参画の取組は、「女子差別撤廃条約」やジェンダー平等を含む「持続可能な開発目標（SDGs）」など、国際社会の取組と密接な関係を有しており、その影響を受けながら進んでおります。また、日本は、ジェンダー・ギャップ指数においても、153 か国中 121 位という低い順位になっております。国際的な動向や国際比較等についての理解と関心を深めるとともに、男女共同参画の推進に活かしていく必要があると考えております。</p> <p>このため、32 ページに「③国際的視点に立った男女共同参画の推進」を追加し、推進する施策として、国際的な取組や国際比較等に関する情報収集やパネル展示などによる県民の皆さまへの周知と、国際的な取組への関心や意識を高めるためのセミナーの開催など、県民の皆さまの学習機会の提供に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>次に、35 ページをお願いいたします。</p> <p>重点目標4「男性にとっての男女共同参画の推進」の〈現状と課題〉の3行目を御覧ください。国の調査では、子どものいる共働き世帯の妻の家事・育児時間は夫の2.4倍と、共働きの中においても女性に負担が偏っており、男性の育児休業取得率も低水準にとどまっております。さらに、新型コロナウイルスの感染症の影響により、全国的に家事・育児等が女性に集中する傾向にあることが指摘されています。こうした状況を踏まえ、施策の方向として、「②男性の家事・育児・介護参画の推進」を追加し、推進する施策として、男性の家事・育児・介護への参画意識を高め、具体的な行動、実践に移してもらうことを目指し、講演会やセミナー、体験会の開催などに取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>次に、38 ページをお願いいたします。</p> <p>2 つ目の基本目標「男女の人権が尊重される社会の構築」になります。男女共同参画社会の実現のためには、性別や年齢にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重されることが何よりも重要です。暴力は重大な人権侵害であり、DVをはじめとする男女間のあらゆる暴力は必ず根絶しなければならない社会問題です。この基本目標では、男女間の暴力の根絶に向けた取組をはじめ、ライフステージに応じた女性の健康支援、生活困難を抱える方への支援などに取り組んでいくこととしております。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p>
--	--

	<p>重点目標5「男女間のあらゆる暴力の根絶」では、DVをはじめとする男女間の暴力の防止に向けて、相談支援や普及啓発を内容とするものです。〈現状と課題〉の下から3行目をお願いいたします。性犯罪・性暴力は、被害者の人としての尊厳を傷つけ、心身に深刻な影響を与え、その後の生活にも影響を与えることから、被害者が相談しやすい環境づくりや切れ目ない支援、教育・啓発活動を通じた意識改革が必要であります。</p> <p>このため、施策の方向として「②性犯罪・性暴力対策の推進」を新たに追加し、推進する施策として、申告や相談をしやすい環境づくりや切れ目のない支援、さらには教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防などに取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>続いて、次のページをお願いいたします。</p> <p>「④加害者の更生のための取組」を新たに追加しております。現在、国において、DV加害者の更生のための指導や支援の在り方について検討を行っております。こうした動きや他の自治体や民間機関における取組状況等を情報収集し、市町村や支援機関等と共有してまいりたいと考えております。</p> <p>48ページをお願いいたします。</p> <p>3つ目の基本目標「男女が共に活躍する社会づくり」になります。男女が社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担うことは、男女共同参画社会の基礎となるものです。この基本目標では、働きたい女性が、結婚や出産などのライフイベントにより、本人の意に反して離職せず、働き続けることができる環境づくりを進めるとともに、政策・方針決定過程への女性の参画促進や女性のチャレンジ支援などに向けた取組を進めていくこととしております。</p> <p>51ページをお願いいたします。</p> <p>新たな重点目標として、「地域社会における男女共同参画の推進」を設けております。本格的な人口減少社会が到来する中において、持続可能な地域社会を構築していくため、地域社会における女性の参画を一層進め、これまで以上に男性と女性が力を合わせて地域づくりを進めていく必要があると考えております。</p> <p>また、平成30年7月の豪雨災害など、風水害の頻発化・激甚化も懸念されております。自主防災組織や消防団に参加する女性が増えてきたものの、防災・復興の方針を決定する過程への女性の参画は十分に進んでおりません。県民意識調査でも、「更衣室やプライバシーの確保など、性別に配慮した避難所運営を行う」、「避難所の設置・運営について、物事を決める際は、男女を交えた話し合いをする」などの声が多く、女性の意見や視点を反映させるなど、男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組を進める必要があると考えております。</p> <p>53ページをお願いいたします。</p> <p>これを進めるための施策として、「①地域社会における男女共同参画の推進」では、地域の方針決定過程への女性の参画意識を高めるため、地域に向いての男女共同参画出前講座や男女共同参画の視点を持った地域リーダー</p>
--	--

	<p>一の養成を図る研修などの取組を進めてまいります。</p> <p>次の「②防災・復興における男女共同参画の推進」では、平常時から男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組を進めるため、防災会議における女性委員の登用拡大や男女共同参画の視点を取り入れた市町村の地域防災計画、避難所運営マニュアルなどの整備、男女が共に参加する自主防災組織の設置や活動の促進などに取り組んでまいります。</p> <p>次に、55 ページをお願いいたします。</p> <p>重点目標 12「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」の〈現状と課題〉の3段落目をお願いいたします。企業にパワハラ防止措置を義務付ける、「女性活躍・ハラスメント規制法」が、本年6月から大企業、さらに令和4年4月から中小企業を対象に施行されます。これを受け「③ハラスメントへの対応」として労働局等と連携しながら、事業主への制度の周知や経営者や総務管理部門の責任者を対象としたセミナーの開催など、普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>重点目標 13「女性のチャレンジ支援」になります。管理職等への就任依頼に対して、女性の多くが、「責任が重くなるから」、「部下を管理・指導できる自信がない」などの理由で就任を断ると回答している現状があります。こうした現状を踏まえ、「②女性活躍の『見える化』の推進」では、企業等で活躍している女性をロールモデルとして活用、紹介することなどにより、女性活躍の見える化を通じて、女性の活躍に向けた意欲を喚起し、キャリア形成を支援してまいりたいと考えております。</p> <p>重点目標 14「ワーク・ライフ・バランスの実現」の〈現状と課題〉の2段落目をお願いいたします。ワーク・ライフ・バランスの実現には、家事、子育て、介護などに男女が共に取り組む必要がありますが、出産や育児を機にやむなく離職する女性が依然として多く、男性も仕事中心にならざるを得ない状況にあり、家庭生活や地域活動に関わっていない現状があります。</p> <p>一方、新型コロナウイルス感染拡大が契機になり、全国的にテレワークの導入などが進みつつあります。多様で柔軟な働き方に新たな可能性がもたらされるとも言われております。</p> <p>こうした状況を踏まえ、62 ページの②にあるように、男女共に子育て、介護などのライフイベントに参画できる環境づくりなどの推進に取り組んでまいりましたが、これらに加えて「③多様で柔軟な働き方の推進」を新たに設け、短時間勤務制度やテレワークなど、多様で柔軟な働き方の導入に取り組む企業への支援に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>以上が、新たに追加する施策の内容になります。</p> <p>最後に、数値目標について説明します。</p> <p>素案の概要の7 ページです。</p> <p>数値目標につきましては、取組の成果を県民の皆さまに分かりやすくお伝えするという観点に立ち検討を行い、設定しております。目標値は、過去の実績などを踏まえながら設定をしております。新規の指標など、主な指標について説明いたします。</p>
--	---



	<p>基本目標Ⅰには、5つの数値目標を設定しております。「男性の育児休業取得率」です。取得率は、平成30年度は5.4%と低い状況にあり、年度ごとに変動がある状況です。そのため、目標を8%に設定し、男性の家事、育児の参画を促進する施策などを実施していくことにより達成を目指してまいりたいと考えております。</p> <p>基本目標Ⅱには6つの数値目標を設定しております。「配偶者暴力相談支援センター又は女性相談員を設置している市町村数」を新たに設定しております。県の配偶者暴力相談支援センター2か所のほか、岡山市と倉敷市に配偶者暴力相談支援センターが設置されています。玉野市と真庭市には女性相談員が設置されております。被害者に身近な市町村において、迅速かつ的確にDV相談に対応できるよう、毎年1市町村において設置がなされるよう、これまで以上に積極的に働きかけてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、「自殺死亡率」が調整中となっておりますが、現在、保健福祉部において策定作業を進めている「自殺対策基本計画」において、目標数値を検討中のため、決まり次第、お知らせをさせていただきます。</p> <p>基本目標のⅢには、13の数値目標を設定しています。「管理職における女性比率」（民間企業）について、平成30年度が14.5%と、10%程度で伸び悩んでいる現状であります。目標値を25%に設定し、女性が活躍できる環境づくりに向けた企業の取組を支援するとともに、女性活躍に向けた女性自身の意欲を高めることなどにより達成を目指してまいりたいと考えております。</p> <p>次に、企業に対する目標としまして、「女性の管理職登用を積極的に取り組む」とする企業の割合」と、「女性の活躍推進への取組を行っている企業の割合」を新たに設定しております。それぞれ現時点では50%を切っている状況ですが、目標を60%に設定し、意欲と能力ある女性が能力を十分に発揮できる環境づくりに向けて、企業の取組などを支援してまいりたいと考えております。</p>
<p>会長（司会）</p>	<p>ありがとうございました。今、事務局から、資料に基づきまして、このたび第5次おかやまウィズプランの素案についての説明がありました。前回、8月に御意見を頂いたわけですが、それに基づいて、また修正をなされたということです。これから40分程度、御議論いただきたいと思いますが、このスケジュールにもありますように、これから今日の会議などを踏まえた上で、11月に県民のパブリックコメントなども実施を予定されております。そのたたき台になるプランとなると思いますので、どういう観点からでも結構ですので、御意見や御質問など、よろしく願いいたします。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>資料1のところでお尋ねします。これまでの経過のところ、10月1日に市町村から意見聴取と、9日に関係団体からの意見聴取とございます。具体的にどういう形で行ったかということをお尋ねします。</p> <p>2点目は、概要の基本目標の素案のところのハラスメントへの対応のところ、少し上に、さまざまな分野、さまざまな産業とかがございますね。ハラスメントというのはいろいろなハラスメントがあるので、その辺がもう</p>

	<p>少し分かりやすいイメージがいいかなと思います。</p> <p>それからもう一点は、数値目標のところをおっしゃられましたが、新規のところでは御説明がなかった基本目標Ⅱの成人女性の1週間に1日以上運動・スポーツをする割合です。これはなぜ新規に明記されたかということ。</p> <p>それから基本目標Ⅲ、県の審議会委員の比率ですが、これは審議会委員といっても、法律上、設置しなければいけない審議会とか、条例設置とか、ほかのいろいろなレベルの、レベルに合った数値目標があれば教えていただきたいということ。</p> <p>それから、8ページ目の新規のところでは、ウィズセンターで実施する再就職支援のための参加者数です。これが145人で、令和3年から7年の累計で500人とございますが、これを具体的にどう進めていくのか。この数値が出た根拠です。</p> <p>もう一点は、最後のところのアドバンス企業の認定数が、単年度で17社から150社になっています。これが具体的にはどういう数値で出たのかということをお尋ねしたいと思います。</p>
<p>会長（司会）</p>	<p>盛り沢山なので、一つ一つ行きたいと思いますが、まず、資料1の1ページ目ですけど、8月17日に我々が審議した訳ですが、その後、10月に市町村や関係団体に意見聴取されたということですが、それがどういう状況だったのかということ、まずお答えいただけますでしょうか。</p>
<p>男女共同参画青少年課長</p>	<p>10月1日の市町村からの意見聴取では、市町村の担当課長から意見をいただきました。主な意見として、今回新しく設定した重点目標「地域における男女共同参画の推進」の内容、DVに関する相談、津山市に来年から配偶者暴力相談支援センターが新しくできる予定ですが、設置に向けた準備の話。また、女性相談員を設置している市からは、相談員を設置するメリットメリットなどプランに限らず意見をいただきました。</p> <p>10月9日の関係団体からの意見聴取では、婦人懇話会の皆さま方から御意見をいただきました。生活困難を抱えた方々への支援、長時間労働をしなくても女性が活躍できて、管理職になれるような職場環境が必要だといった意見などをいただきました。</p>
<p>会長（司会）</p>	<p>それから、2つ目です。ハラスメントに関する話ですけども、基本目標ですと、資料1のⅢの6ページですか。基本目標Ⅲのところにあります。12番目の③ですか。「ハラスメントへの対応」というのがありますけれども、ハラスメント、いろんなタイプがありますので、どういうふうなかたちで対応されるのかということ、もう少し詳しい説明をしてほしいということでしたけれども。</p>
<p>男女共同参画青少年課長</p>	<p>「ハラスメントへの対応」ですが、「女性活躍・ハラスメント規制法」が本年の6月から、まずは大企業、令和4年度から中小企業にも施行されることを踏まえ、県では、労働局と連携して普及啓発、企業へのさらなる働きかけをしていくこととしております。委員がおっしゃるとおり、ハラスメントは多種多様なハラスメントがあります。国も指針でパワハラを6類型で示して、該当する事例と該当しない事例という形で整理をしています。</p>

<p>委員</p>	<p>「ハラスメントへの対応」とだけ記されているので、もう少し文言が分かりやすいように、要するに「ハラスメント」の前に言葉を付けていただきたい。概要版を作られるので、これを見たときに、分かるような形がいいかと思っています。ほかの委員の方の御意見も伺いながら調整していただけたらありがたいです。</p>
<p>男女共同参画青少年課長</p>	<p>どういった表現の工夫ができるかどうか検討します。</p>
<p>会長（司会）</p>	<p>プランですので、どうしても項目の羅列になってしまうのですが、なるべくイメージが文言を読んだときに分かるような工夫を織り込んでいただければと思います。お願いします。</p> <p>それから3つ目ですが、数値目標のところですが、資料1の下の7、8のところですが、4点あったかと思っています。1つは、基本目標Ⅱの中の成人女性の1週間に1日以上運動・スポーツをする割合というのがなぜ盛り込まれたかということと、次の基本目標Ⅲでは、審議会委員の女性比率のところの質問、8ページ、ウィズセンターで実施する再就職支援のための講座の参加者数の話。そして、最後のアドバンス企業の話と、4つの質問があったと思います。</p>
<p>男女共同参画青少年課長</p>	<p>まず1点目、スポーツの指標を新規で設けた理由ですが、素案の44ページを御覧ください。女性のライフステージに応じた健康の維持に向けて分かりやすい指標はないか検討し、成人女性が1週間に1日以上運動・スポーツする割合が現在35%ですが、これを20%上げて55%にしたいという目標を立てております。</p> <p>次に、審議会の女性比率の目標を40%ということですが、これは法令、条例に基づく審議会の目標設定になっています。</p> <p>次に、ウィズセンターで実施する再就職支援のための講座の参加者数は、これまでの実績等を踏まえ、毎年100人ずつ参加することを目指して500人としております。</p> <p>アドバンス企業につきましては、認定制度が始まったのは去年の7月からです。9月末現在で26社の認定があることを踏まえ、毎年約30社を目指し、令和6年度末までに150社を目標として設定しています。</p>

<p>委員</p>	<p>ちょっと素朴な質問です。概要の3ページの第3章、計画の概要の目標で、「男女が共に輝くおかやまづくり」、引き続き次回も取り組むということですが、随分長くこの言葉を使っていると思います。男女共同参画社会の具体的なイメージがしにくいということで、今後の課題として、何か少しまた変えていくということも考えていただければと思っております。</p> <p>それから、数値目標の7ページです。基本目標Ⅱの2番目のDV防止講座等を受講した児童・生徒の数とあるのですが、過去に児童がDV防止講座を受講した経緯があるのか、それとも今後、児童に対しても講座に参加してもらうというような計画があるのかということをお尋ねしたいと思っております。</p> <p>ちょっと戻りますが、基本目標Ⅰの4番目です。ウィズセンターで実施する事業の参加者数における男性比率です。これは、平成25年の策定時には23.2%であったと思うのですが、現状値で18.6%ということになっています。非常に下がっているのか、どういうことが原因でこういう数字になっているのか。また、目標値30%で設定しておられますが、どういった工夫をして30%に引き上げていこうと思われているのかということをお尋ねしたいと思っております。</p>
<p>男女共同参画青少年課長</p>	<p>目標の「男女が共に輝くおかやまづくり」について、もう少し分かりやすい表現に変更してもいいのではという御意見です。素案の64ページをお開きください。</p> <p>男女が共に輝くおかやまづくりとして、「男女の性別にとらわれず、一人ひとりの価値観に基づいた多様な生き方が尊重され、それぞれの能力や個性をあらゆる分野で十分発揮できる社会の実現」と書いております。この計画の目的は、これに集約されるという意味で説明をさせていただいています。</p> <p>次に、DV防止講座を受講した児童・生徒ということですが、これまで、各小学校、中学校、高校にDVやデートDVについての理解をしてもらうための講師を派遣しております。</p>
<p>ウィズセンター所長</p>	<p>ウィズセンターで実施する事業の参加者数における男性比率の件ですが、今後、男性がより参加しやすい形にしていこうという工夫により30%を掲げています。</p>
<p>委員</p>	<p>ありがとうございます。目標については、男女が共に輝くというのはスローガンであるので、再々、県民が目にする言葉であろうかと思えます。そういうあたりで、具体性があるものもいいなと考えました。</p> <p>それから、ウィズセンターの実施する事業参加者の男性比率ですけれども、カウントの仕方は、ウィズセンターさんは出前講座を行っておられると思います。ウィズセンターで実施するのではなくて、出前講座も含めたもので、男性比率をカウントしておられるのかどうか教えてください。</p>
<p>ウィズセンター所長</p>	<p>出前講座につきましても、主催者に参加人数を聞いて男女別で把握しており、男女の数字はきちっと把握しております。</p>
<p>委員</p>	<p>ありがとうございます。地域に出ていって講座を開くと、私の経験上、非常に男性が多いという経緯もございましたので、今後も出前講座等で比率を</p>

	<p>上げるようにしていけたらいいのかなと思います。ありがとうございます。</p>
会長（司会）	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。今の質問は、事実確認の御質問だったと思いますけれど、そういう御質問でも結構かと思いますが。</p>
委員	<p>幾つか質問と意見を併せてお伝えしたいと思います。</p> <p>1つは、素案の資料2の16ページ。管理職に占める女性の割合で、全国ではここ数年、右肩上がりですが、岡山県は伸び悩みとおっしゃったのですが、むしろ下がっていて、私自身少しびびりました。なぜかという、男女雇用機会均等法以降、多くの企業で女性社員が増えているという認識でした。日本の企業の場合、勤務年数が長くなれば管理職に上がる確率が高くなると思っていました。全国では、そのような傾向が見えるのですが、岡山では逆になってきている。これは初めて見たデータだったので、なぜ岡山県は下がっているのかというのを、県の方で分析されていれば教えていただきたいですし、まだ分析されていないのであれば、分析をしないと、施策の打ち方も変わってくるのではないかと考えています。これが1点目です。</p> <p>それから2点目は、男性の家事・育児・介護参画の推進のところですが、今回から新たに入れましたということで御説明がありました。資料1の数値目標、7ページ目を見ますと、育児休業取得率の男性については、令和6年に8%にしますという御説明がありました。ただ、前回、第4次プランの策定の時も、本審議会でも複数の委員から、8%は低いという指摘があり、私もそう言った1人です。今回も、据置きで8%にされるということでした。前回の第4次策定の時にも、いきなり目標が8%だと、県として引き上げようという意気込みが伝わらないのではないかとことを申し上げましたが、今回も8%を目標に掲げられると、正直言うと、受け取る印象としては、県は何もしないという率直な印象がございます。今回、あえて全体計画の中で男性の育児・家事参画ということを入られたので、つまり計画の中身とこの数値目標が合っていないような気がします。そこは残念な気もしますし、できればもう少し見直していただくか、あるいは施策の方で、必ず8%を達成するためにこれをしますという力強いメッセージがないと、説得力がないと考えています。</p> <p>男性の家事・育児・介護参画の推進のところで、いろいろ講座への参加だとか啓発活動をしますというお話もありました。数値目標の中にアドバンス企業認定などがあったので、企業への取組をされるんだろうなと思うのですが、本文にありました男性の家事・育児・介護参画の推進のところ、ほとんど個人の方への啓発という項目が多かったのが気にはなっています。と言いますのは、特に育児参画で言うと、育児休業などは個人がいくら取りたいと思っても、企業として取れないのが現状だということは、これまでもこの審議会でも出ました。ですから、個人をターゲットに講座を増やしてもこれは伸びないと思いますので、項目の書き方もあると思いますが、企業に対してもこういうことをやっていくというところを強調して書かれないと、個人の啓発活動だけ増やしたのでは、男性からしても取れないと思われるのではな</p>

	<p>いかと思いますので、このあたりは工夫をお願いしたいと思っております。</p> <p>それからもう一点、DVの方で配偶者暴力相談支援センターとか女性相談員を設置する市町村を毎年1か所ずつ増やし、令和7年で9市町村ということで、各市町村と協議をされたと思うのですが、こちらについても、DVの対策を強化しますという割には歩みが遅いという気がしてしまいます。なかなか支援センターの設置は難しいにしても、例えば女性相談員の設置などは、もう少しスピードアップなり、何か市町村へ助言するなりできないのかなと思っております。この目標は、5年たっても9と聞くと、本当にやる気があるのかなという印象を私は持ってしまいます。</p>
<p>会長（司会）</p>	<p>ありがとうございました。4点ほどありましたけども、全体としてちょっと迫力不足ではないかという御意見かと思えます。</p> <p>まずは、企業の管理職の女性比率が、岡山県の場合は全国と違い下がってきている。この辺の分析が必要ではないかというお話でしたけど、いかがでしょうか</p>
<p>男女共同参画青少年課長</p>	<p>産業労働部が実施しているアンケートを見ますと、企業の中には、女性の管理職登用に積極的に取り組みたいという企業も50%近くあります。一方で、今のところ考えていない企業もあります。今のところ考えていない企業が挙げている理由としましては、女性従業員の数自体が少ない、管理職を目指す、希望する女性従業員が少ない、勤務年数を満たす女性従業員が少ない、仕事と家庭の両立が難しくなるという理由をあげている会社が多いです。そういったところが、女性の管理職登用が進まない理由ではないかと考えております。</p> <p>一方で、女性の発想力、アイデア、視点を活かしたい、そういった人材を評価するという社風、企業のイメージも上がるということ、企業としてもロールモデル的な従業員を育てたい。内部の従業員への刺激も含めてだと思いますが、そういった意欲を持つ企業もおられます。</p> <p>そういったところをしっかりとバックアップするアウトリーチ型の支援やロールモデルの活用など、経営者の考え方を変え、女性が意欲を持って働けるようにしていかないといけない。生産年齢人口が減っていく中で、男女ともに子どもを育てながら仕事をしていく、そして、女性でも長時間労働を前提にせず、管理職になったり活躍していける環境づくりに向けて、企業の考え方を変えていきたいと考えております。</p> <p>男性の育児休業取得率については、前回目標を据え置きということですが、かつて0.2という時もありました。それに比べれば、増えていますが、まだまだ低く、年度によって上下があります。実績を見ながら、全力で施策を投入して達成できるという目標として8%を設定しました。</p> <p>一方で、国では、男性の新たな産休制度や、育休を義務化できないかといった検討の動きもあります。制度ができ、育休は、取ってもらわないといけないと企業の考え方も変わり、達成できた場合は、さらに上の目標を設定して取組を進めていきたいと考えております。</p> <p>男性の家事・育児への参画のところに、企業の取組に向けた施策がないと</p>

	<p>いう御指摘ですが、素案の 60 ページを御覧ください。先ほど、影山委員から御指摘のあったのは、男性に特化したプログラムであり、男性に視点を当てた書き方になっています。60 ページは、企業、経営者の考え方を変えて家事、介護、地域活動にそれぞれバランスよく社員が参加できるように取組を進めていただかなければならない。このため、60 ページからはワーク・ライフ・バランスの実現に向けて考え方と施策を書いており、こちらが企業に向けての施策です。</p> <p>それから、DVの配偶者暴力相談支援センター、女性相談員の設置に関する数値目標を検討するに当たり市町村とも話をしてまいりました。配偶者暴力相談支援センター、警察署には、毎年 3,000 件を超える相談があります。一方、市町村ではまだまだ件数が少ない。件数が少ないからといって、対応しなくていいという訳ではありませんが、配偶者暴力相談支援センターという大きなハードルの高いものをいきなり作るより、まずは女性相談員を設置すれば、専門的な相談とDV被害者が支援を受けるために必要な証明書の発行が窓口で可能となります。そういったものから、ステップを踏んでいきたいと考えております。目標の9市町村ということにこだわらず、期間中しっかり働きかけていくことにより、さらに上積みをしていきたいと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>ありがとうございました。男性の家事・育児・介護参画のところで言うと、さっき私が申し上げた素案の 36 ページに、御説明があったように、男性個人に向けての施策を書いたとおっしゃっているのですが、例えばこの最後の辺りに、重複も可能だと思うので、企業向けにもやるのだということを入れられたらどうでしょうか。再掲載ということがあると思うのですが、そこへ企業向けにも県はやるんだということを入れられてはどうかと、これは提案なので御検討いただければと思います。</p> <p>それから、先ほどの暴力相談支援センターについては、おっしゃったように、県のセンターと市町村の役割分担ということがあると思います。そのあたりも多くの人には知らないと思いますので、さっきおっしゃった証明書があるとか、そのあたりも含めて、県と市町村がどういう役割をしているかということも、広報も含めて周知をしていただければと思います。</p>
<p>会長（司会）</p>	<p>ありがとうございました。育児休業取得率8%の話や、センター9市町村の話は、切実さということを見ると、もう少し目標値を上げて、県ができる数字ではなくて、やらなければいけない数字という考え方が必要なのではないかと思います。これだったら実現できるからここにしておこうではなくて、目標値にはやらなければならない数字を掲げるべきだと思いますので、何のための目標値かというところを考えていただければと思います。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>私は、数字を変えろという話ではなくて、結局5年間議論して、いろいろ県も頑張っているというのは敬意を表したいと思います。特段どうのこうのではなくて、そもそもなぜ男女共同参画を進めないといけないのかという原点に帰っていけば帰っていくほど、最近、私が感じるのは、例えば育児休業</p>

	<p>取得率という分かりやすい指標があります。女性が90%と男性が8%と出ていますけども、本来であれば男女が均等にしないといけない。これが男女共同参画ですよ。それがちょっとずれてもいいと思うのです。60と40でもいいと思いますけども、夫婦ということであれば、そういうふうになれば一番理想なのかなと思ったりします。たぶんこれは、実は5年前もこの議論がされて、結局通らなかったというか、現実を見ながら、ということになったのだらうと思います。</p> <p>なぜそうなるのかというと、例えば育児休業というのは、今は、取れ取れ、育児休業は取らないと駄目なんだという感じになって、女性が85.7%です。男性も取りなさい、取りなさいと言っていますけれども、必ずしも取れない環境にあるわけですよ。皆さんが思っている通り取れない。女性が取らなくても、子育てができる環境をつくっていくということが大切です。男性の場合は、男性が育児休業を取れるような施策を展開する。85.7%と5.4%をずっと近づけていく施策が、県だけでなく国の施策がないと、男女共同参画と言っている、いつまでたっても実現しません。</p> <p>これも5年前になりますけれども、保育所の待機児童の目標が第4次プランからなくなりました。前は言いませんでしたけども、やはり待機児童をゼロにするという目標がないと。例えば、県は、5年前にも言いましたが、保育士の就職者数や放課後児童クラブの実施箇所数は、先ほど会長が言われましたけど、県の事業としてやっているから、県の事業で目標を出しているんですけども、オール岡山県とすれば、待機児童が今年でも430人ぐらいいたわけですね。5年前よりも増えていると思います。これをゼロにしていけるような保育所の設置。というより、働く側が足りないという深刻なこともある訳ですけども、保育士を確保していくためにも、私から一つ提案として、ここに並列で、待機児童をゼロにするという、県と市町村が一緒になって取り組んでいく目標は、ぜひ復活させていただきたいと思います。参考数値でもいいのですが、ぜひそういったことをしていただかないと、男女共同参画と言っても、本当に理念だけで終わってしまう。</p> <p>前回の審議会の時にもありましたけれど、意識は随分変わってきたけれども行動にいかないというところの、行動を一歩行かせるためには、県のリーダーシップというのは本当に必要なのではないかと考えております。私も県の皆さま方の応援は是非させていただきたいと考えておりますので、もしこれからでも可能であるならば、英断をしていただいて、審議会のメンバー皆で応援をしながら、この5年間で岡山県は男女共同参画が進んだという、新しい5期のプランに是非させていただきたいと思います。ほとんど要望でございます。一つだけ提案で、並列で結構ですので、待機児童ゼロを。何かそういうものがないと、本当に本気度というのが見えない可能性があるのではないかと考えています。御検討いただければと思います。よろしく申し上げます。</p>
--	--



<p>男女共同参画青少年課長</p>	<p>国では、2025年までに30%の男性育休取得率を目指していて、新たに男性の産休制度を検討しています。県としては、国の制度検討の状況を眺みながらできることをすべてやるという覚悟で、8%を目指してまいります。</p> <p>待機児童については、現在403人、施設充足率もまだ94%ということです。保育人材の確保がネックになっており、人材確保に向けて取組を進めています。担当課と調整する中で、人材の確保に視点を置いた指標を設定したいということで素案でもそうした形にさせていただいております。御意見は担当課にも伝えて、再度検討できるかどうか考えてまいりたいと思います。</p>
<p>会長（司会）</p>	<p>ありがとうございました。まだまだ御意見をいただきたいのですが、今日は時間が限られておりまして、次の議題もありますので、御意見につきましてはここで区切らせていただきたいと思います。いろいろな御意見をいただきましてありがとうございました。</p> <p>事務局においては、今回の御意見を11月下旬から行う予定のパブリックコメントと合わせて検討し、最終案を作成していただきますようお願いいたします。なお、この間の作業について、事務局との調整を私に御一任いただくこととしてよろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。それでは、私と事務局で調整しながら最終的に案をつくりまして、パブリックコメントにさせていただきたいと思います。もし何か御意見がありましたら、この会議の後でも結構ですし、メールなどでも結構ですので、事務局へお伝えいただくよう、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議事2「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」改定素案について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>男女共同参画青少年課長</p>	<p>次に、DV基本計画の改定素案についての説明に入らせていただく前に、DVの現状について御説明をさせていただきます。</p> <p>資料3をお開きください。</p> <p>配偶者からの暴力に関するデータということで、まずは全国の状況でございます。「1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数」です。全国に287か所あります配偶者暴力相談支援センターが受け付けたDV相談件数を示すグラフですが、平成30年度は御覧の通り約11万4,000件で、最近5年間はほぼ10万件を超える高止まりの状態となっております。</p> <p>次に、「2 警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数」ですが、緊急を要する場合の通報または相談先として、警察の認知が進んだこともあり、平成30年度は約7万7,000件、昨年は約8万2,000件と増加傾向にあります。</p> <p>「3 婦人相談所における一時保護件数」でございます。一時保護とは、婦人相談所において配偶者からの暴力を避けるため、緊急に保護することなどを目的に行われるもので、本人のみではなく同伴する子どもなど、家族についても保護を行うことがございます。このグラフの真ん中の薄い色ですが、これは夫からの暴力を理由とする保護件数です。平成15年から26年度までは4,000件を超えて推移してはいましたが、27年度以降減少傾向となっており、平成29年度は3,000件、平成30年度は約2,800件となっております。</p>

	<p>す。</p> <p>次に「4配偶者暴力防止法に基づく保護命令事件の既済件数」です。保護命令とは、DVによって生命や身体に重大な危険が及ぶ恐れが大きいときに、被害者からの申し立てにより裁判所が加害者に対して発令するもので、被害者やその子どもへの接近禁止命令や、住居からの退去命令などがあり、これに違反した場合は罰則があります。この件数ですが、平成26年度までは3,000件程度で推移していましたが、27年度以降は減少傾向となっております。</p> <p>続きまして、3ページをお願いいたします。平成30年の「5配偶者間における犯罪の性別被害者の割合」ですが、殺人、傷害、暴行の犯罪総数の約9割について、女性が被害者となっております。</p> <p>続いて、「6アンケート調査による被害経験」結果です。平成29年の調査によりますと、一度以上の被害経験があったと答えた割合は、女性が約3割、男性が約2割となっています。</p> <p>次のページからが、岡山県におけるDVの現状でございます。①DV相談件数につきましては、県内の配偶者暴力相談支援センターが、女性相談所、ウィズセンター、岡山市、倉敷市のそれぞれのセンターの4か所あり、相談件数は1,900件程度で、ほぼ横ばいで推移しております。警察本部・警察署への相談件数は、全国と同様、増加傾向にあります。合わせた相談件数全体としては3,000件を超え、増加傾向にあります。</p> <p>続きまして②デートDVの相談件数です。近年50件程度で推移しておりますが、全国的なストーカー事件等が大きく報道されると相談件数が増加する傾向があるため、デートDV自体が減っているとは必ずしも言えず、潜在化している可能性も踏まえながら対応していく必要があると考えております。</p> <p>③一時保護の件数です。近年50件程度で推移しておりますが、要保護女子と同伴児童の数がほぼ同数であることから、一時保護を伴うDVに児童が関連するケースが多いことが推察されます。</p> <p>④保護命令の状況ですが、近年は60件程度で、ほぼ横ばいで推移しております。</p> <p>次に5ページをお願いいたします。県民意識調査のDV関連の結果を抜粋しております。</p> <p>まず、「配偶者から受けたことのある暴力」という問いですが、女性の約36%、男性の約22%が、一度でも暴力を受けたことがあると答えています。</p> <p>続きまして、「配偶者や交際相手からの暴力についての相談先」ですが、男女とも「誰（どこ）にも相談しなかった」というのが一番多く、女性で37%、男性で約55%という結果になっています。</p> <p>「男女間の暴力を防止するために必要なこと」としましては、被害者が早期に相談できるよう身近な相談窓口を増やす、家庭での子どもの教育や、幼いときから男女が平等であることの教育をしっかりと行うという回答が多くなっています。</p>
--	---

	<p>以上が、全国および本県のDVの現状についての説明になりますが、今年度の状況につきましては、御存じの通り新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、外出自粛、休業等の影響で、DV被害の増加や潜在化が全国的に懸念されています。全国の相談件数については、今年4月が前年同月比で約3割増、5月、6月が2割増、7月になって前年度とほぼ同程度になっています。県内については、4月が前年同月の約1割増、5月が約3割増と増えました。6月以降は、ほぼ前年度並みで推移しております。ちなみに、4月、5月の県の増加分につきましては、特別定額給付金の手続きに関する相談であり、コロナを原因としたDVの相談自体は各月数件程度となっている状況でございます。以上がDVの現状についての説明でございます。</p> <p>次に、DV基本計画の改定について説明いたします。資料4をお願いいたします。「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」、略してDV防止基本計画といたしますが、これの改定素案についてでございます。</p> <p>「1これまでの経緯」ですが、平成13年にDV防止法が施行され、平成17年3月に県のDV防止基本計画を策定しました。そして、その後2度の改定を行っております。</p> <p>「2主な改定内容」でございますが、昨年1月、千葉県野田市で10歳の女の子が虐待により死亡するという痛ましい事件が発生しました。母親へのDVと児童虐待が同時に発生していたという背景を踏まえ、国の基本方針に、DV対応と児童虐待対応の連携強化などが盛り込まれました。これを受け、改定内容の一つ目になりますが、DV対応と児童虐待対応の連携強化を図り、併せて、2点目としてDV防止に向けて若年層に届きやすい啓発を行うため、SNSの活用を進めることを盛り込むこととしております。</p> <p>「3県基本計画の体系図」については、後ほど説明をさせていただきます。</p> <p>「4今後のスケジュール」ですが、本日、改定素案について御審議いただいた上でパブリックコメントを実施し、次回の審議会に最終案をお示ししたいと考えております。</p> <p>資料の裏面をお願いいたします。これが、基本計画の体系図になります。基本目標を4本柱としております。</p> <p>1本目の柱「発生防止及び抑止に向けた取組の推進」では、DVの根絶のため、被害者にも加害者にもならないよう、家庭や地域社会、学校教育において、他人を思いやる心、自他の人権を大切にすることなど、暴力を否定する意識の醸成に向けた取組を進めることとしております。</p> <p>2本目の基本目標は「被害者等救済体制の充実」では、DVに対する相談体制や一時保護など、緊急時の安全確保、さらには同伴する家族への保護などについて、関係機関と連携しながら取り組むこととしております。</p> <p>3本目の基本目標の「被害者の自立を支援する環境整備」では、被害者の自立に向け、住居の確保や経済的自立に向けた支援、さらには司法手続に関する支援などに取り組むこととしております。</p> <p>最後の基本目標「関連施策の推進体制の強化と民間団体との協働」では、</p>
--	---

	<p>DV被害者の相談、保護、自立支援に当たり、さまざまな状況にある被害者に応じた支援を行えるよう、関係機関、民間団体と緊密に連携して取り組むこととしております。</p> <p>これら4つの基本目標の下に、御覧の通り20の重点目標を置いて、重点目標ごとに目標を達成するための施策を位置付けています。今回の改定により盛り込む主な施策内容を、アンダーラインで示しております。</p> <p>まず、重点目標2「配偶者からの暴力の防止等への理解促進」と、重点目標9「交際相手からの暴力の防止と被害者保護対策」に、SNSの活用を盛り込んでおります。また、重点目標4「相談体制の充実」には、1つ目に市町村への暴力相談支援センターと女性相談員の設置促進による相談体制の充実と、2つ目に、DV対応と児童虐待対応の連携強化を盛り込んでおります。</p> <p>主な改定箇所について、素案の中身に触れながら説明をさせていただきます。</p> <p>資料5のDV計画改定素案の5ページをお願いいたします。</p> <p>【重点目標2】の四角で囲った中でございますが、2段落目になります。DV被害者は、自分が被害者だと気付いていないケースも多いことから、DVは、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的、社会的な暴力も含まれることを広く周知し、相談機関へ相談することを啓発する必要があります。このため、【推進する施策】の一つ目、広報紙、テレビ・ラジオ等のこれまでの広報媒体に加え、フェイスブックやツイッターなどのSNSを活用することにより、DVに関する知識や相談窓口について幅広く周知してまいりたいと考えております。</p> <p>【重点目標3】の【推進する施策】2つ目、「加害者の更生のための指導」です。アンダーラインのところですが、加害者更生プログラムの構築に向けた国の検討状況や、他の地方公共団体及び民間機関における取組状況等について、情報収集するとともに、市町村や支援団体などへの情報提供を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>8ページをお願いいたします。</p> <p>【重点目標4】相談体制の充実の【推進する施策】の2つ目、市町村配偶者暴力相談支援センター等との連携と支援のところですが。被害者にとって身近な相談窓口である市町村での相談体制の充実を図るため、これまで進めてきた支援センターの設置の働きかけに加えて、女性相談員の設置を働きかけてまいります。女性相談員を設置することによりまして、DV被害者が各種支援措置を受けるための証明書の発行が市町村の窓口で可能となります。被害者の利便性の向上が図られると考えております。</p> <p>9ページをお願いいたします。</p> <p>「市町村要保護児童対策地域協議会の活用」です。市町村要保護児童対策地域協議会とは、虐待を受けた子どもなどの保護と支援を行うため、関係機関により構成され、情報の共有や支援に向けた協議を行う組織で、全ての市町村に設置されております。DVと児童虐待が密接に関連することを踏ま</p>
--	--

	<p>え、関係機関が連携して適切に対処できるよう、市町村要保護児童対策地域協議会に、市町村の支援センターやDV相談担当部署が参画するよう働きかけてまいります。</p> <p>13 ページをお願いいたします。</p> <p>【重点目標9】、交際相手からの暴力、いわゆるデートDVの防止と被害者保護対策です。【推進する施策】の1つ目、若年層に対する教育・啓発の推進では、DVの防止には、若年層に対して、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を提供する必要があります。このため、若者に届きやすい広報媒体としてSNS等を活用した啓発を行うなど、若者や保護者への普及啓発を推進し、デートDVの防止に努めてまいります。</p> <p>19 ページをお願いいたします。</p> <p>【重点目標16】「施策調整機能の強化」の【推進する施策】の3つ目、「DV被害者保護支援関係機関等ネットワークの強化」です。ここでは、DVと児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、県ではこれまでも「DV被害者保護支援関係機関連絡会議」や「DV相談担当職員専門研修」、さらには弁護士会等をメンバーとする「女性の人権相談機関連絡会」といった組織を構成し、事例検討を通じたグループワークを行うなど、情報共有や相互の連携を強化してきたところでございます。引き続き、具体的な事案について対応策や関係機関の連携方法等の検討を行うなど、関係機関の更なる連携強化と資質向上に努めてまいります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>会長（司会）</p>	<p>ありがとうございました。今のDVの状況把握から、県のDV防止基本計画の体系、そして特に重点的な項目に対する説明がありました。時間がなくて、皆さんの御意見をお聞きすることがなかなか難しいですけども、限られた時間ですが、お気付きのことがありましたら是非お願いしたいのですが。</p>
<p>委員</p>	<p>皆さん、ワンストップ支援センターというのを御存じでしょうか。ワンストップ支援センター設置の目的として、国が設置を促進しているものがありますが、性犯罪や性暴力の被害者に対して、被害直後から総合的な支援、例えば産婦人科医、相談やカウンセリング等の心理的支援、捜査関連、法律的支援と、可能な限り1か所で提供するという事で、被害者の心身の負担軽減、健康回復、警察への届け出促進、被害の潜在化防止を図るという目的でそういうセンターがあります。主な支援対象としては、強姦・強制わいせつなどの被害に遭った、おおむね1～2週間程度の急性期の被害者です。そこから支援のコーディネートです。例えば、相談センターに相談とか、それから警察や産婦人科医につなげていく、そういう支援センターがあります。</p> <p>岡山でそれに対応するものは、公益社団法人被害者サポートセンターおokayamaVSCO（ヴィスコ）というのがある、そこが平成28年に性犯罪被害者等支援センター岡山というのを立ち上げているのですが、実際は予算が付かないということで、現在通常の相談に終わってしまっているという状況です。この1年間で、電話相談だけですが230件くらい。依頼があれば産婦人科医療を受けられるという、産婦人科医会との提携も行ってあります。急</p>

	<p>性期なので、いろいろな証拠保全とか、そういうこともしています。</p> <p>目標として、相談センターや相談員の増員ということ挙げられているのですけれども、そういう早期の対応についてしていかないと。暴力を防止するために必要なこととして、被害者が早期に相談できるような機関とか。本当に早ければ早いほど対応が速やかだし、法律的なところにつなげるまでの流れができる可能性があります。ワンストップ支援センターという文言が全然ここに載っていないのですが、県の方で、そういうものをこれから設置していく動きがあるのかどうか。もしないのだとしたら、そういうものを一日でも早く作っていくような体制をつくったほうがいいのではないかと思います。相談体制を整えることは非常に大切ですが、もっと早い時点で対応する必要性もあるのではないかと考えています。岡山には、VSCOという形だけあるのですが、実際は機能していないということです。全国的にも16か所ぐらいしかないみたいですが、病院の中にそういうものがあったり、夜間に被害を受けたときにいち早く対応することができる、救急病院なんかで相談することができるというので、設置している県もあるようです。</p>
<p>会長（司会）</p>	<p>ありがとうございます。現場から、こういうことがあるよということで今お話がありましたけど、何かコメントがありましたら。</p>
<p>県民生活部長</p>	<p>委員から、ワンストップ支援センターについて御意見がございましたが、この件につきましては、9月県議会の議論でも、ワンストップ支援センターをしっかりと充実強化していくべきではないかという御質問をいただいております。岡山県では民間のVSCOにワンストップ支援センターの機能を担っていただいておりますが、県としても、性犯罪被害者に対する支援は非常に重要な課題だと思っております。VSCOとどういった形での役割分担をして支援を強化していくべきか、今まさに議論しております。今回のDV被害防止についての計画策定と並行する形で、ワンストップ支援センターの機能充実についても是非取組を進めてまいりたいと思っております。いずれにしても、性犯罪被害者の支援の実務は関係機関が多く、そうしたところがしっかり連携することが非常に重要ですので、ぜひ先生、委員の皆さまをはじめ医療関係の方々にお力添えをいただきたいと思っております。あらためて、また御相談させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。</p>
<p>会長（司会）</p>	<p>ぜひよろしくお願いたします。やはり、情報共有といいますか連携が非常に重要だと思います。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。こういうところが足りないとか、ここをもう少し深掘りしてほしいとかありましたら。</p>
<p>委員</p>	<p>先ほど、SNSを活用した情報発信という文言があったんですけど、逆に相談を持ち掛けるときに、SNSとかチャットとか、入り口にそういうものを活用して、その場にわざわざ行かなくても最初に相談ができるような状況というのはあるのでしょうか。</p> <p>情報提供というのは、たぶんこういう制度があるよといった発信のことかなと思ったのですが、逆に相談されたい方が、例えば電話や直接足を運んで</p>

	<p>いくというのはハードルが高いこともあるのかなと思います。こういうことでなくても、オンラインだったり LINE やチャットなどでまずは相談をして、その範囲内で答えが返ってきたりということもあるのかなと思います。そういうことがある方が敷居が低いのかなと思ひまして、今そういう体制があったり、あるいは今後そういうことを検討されるのでしょうか。</p>
<p>男女共同参画青少年課長</p>	<p>DV相談にSNS相談を導入している県はまだ少ないです。把握している範囲では、神奈川県と三重県が導入しています。また、国では、コロナの影響を受けてDVの増加が懸念されることから、今年からSNS相談が始まっています。</p> <p>既に実施している県からは、メリットとして加害者が目の前にいて電話できないといった方が相談できること、電話での相談に抵抗を持つ方が自分のペースで相談できることなどがあります。</p> <p>一方、デメリットとしては、短い文章で相談者の正確な状況の把握ができない。また、誤解が生じる可能性があったり、被害者の端末を加害者が見たり、それを利用してなりすましをしてくる加害者がいるといったデメリットもあると聞いております。本県の相談現場からも、やはりそういったデメリットに対する懸念の声を聞いています。</p> <p>ただ、例えば最初の情報のキャッチの段階では、LINE やチャットを使って、あとは電話や面談に移っていくという手法も研究していかないとはいけません。国が、今回導入したSNS相談の課題や効果の検証を今年度中に行うと聞いております。それも見ながら検討していきたいと考えております。</p>
<p>会長（司会）</p>	<p>先ほどの現状でも、誰にも相談しなかったという方が、男性で6割、女性4割とありましたけども、そういうニーズを酌み取る仕組みは選択肢を多くということで、よろしく願いいたします。</p> <p>ほかにはよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>細かいことではないのですが、DV計画にしてみても、ウィズプランにしてみても、実際に成果として予算が付いて、どのくらい今までできているのか、もし分かればお聞かせ願いたい。男女共同参画に関しては来年度予算が少なくなるのではないかという予想はつくのです。いくらプランをつくっても、国もそうですし、都道府県や市町村もそうだと思いますが、予算が限られた中でやるとなると、どちらのプランも改定を続けています。国が改定して、いろいろな法律を整備しながら、それが都道府県に下りて改定が行われていると思うのです。具体的に成果として予算が付いて、どのようなかたちになっているのか。</p> <p>現状はスピードがものすごく速くて、特にこのコロナ禍で下半期が分からない状況です。私は、社会福祉協議会の役員もしているのですが、春以降国の特別定額給付金 10 万円以外の申請が毎日ドッと出ています。すぐに支援が受けられるので、そこに申請される方が多いのです。そういう状況で、具体的にどうにかたちで予算が組まれるのかというのをお尋ねします。今後</p>

	<p>の見通しとして、今年度までどのくらいの予算が付いて、来年度の見込みを公表できる範囲でいいので、お願いできたらと思います。</p> <p>いくら文字に書いても、具体的に進まない。DVに関しては、本当にスピードが早くて、ワンストップ支援センター以外でも、いろいろなかたちで被害に遭った方たちが、それなりにつながりを持っているいろいろなかたちで行動を起こされていると思います。</p>
男女共同参画青少年課長	<p>DV計画については、過去に市町村がDV基本計画を策定することと支援センターを設置することについての改定等を行いました。DV基本計画の策定は、現時点で25市町村が策定していますが、2町村についても今年、来年のうちに策定する予定と聞いています。支援センターの設置については、数値目標の中でも申しあげました通り、これからしっかりと働きかけてまいりたいと考えております。</p> <p>予算については、予算要求に向けて作業を行っているところです。新ウィズプランは、意識改革から行動・実践に移すことを狙いに考えておりますので、そういったことにつながるように、具体的な事業を検討していきたいと考えています。DVについても、児童虐待とDVの関連が問題とされています。これまでも、児童相談所、配暴センター、市町村、NPO等と連携して、合同研修を行っています。こうした取組を引き続き続けていけるよう、必要な予算をしっかりと確保していきたいと考えております。</p>
会長（司会）	<p>よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。時間がなくなってきましたので、もうお一人ぐらいお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。</p>
委員	<p>もう時間がないので、意見と感想だけになるかと思うのですが、先ほどのDVのところ。DV防止法ができてから約20年。被害者たちは地域を離れ、加害者から逃げる20年をずっと過ごしてきましたが、やっとここで加害者更生のための指導というのが提案されてきました。でも、国の方はこの10年、ずっと調査研究、調査研究で来て、ここでやっと県のところに10年かけて下りてきたのかなというところで、県もやっぱり調査研究になっております。民間ではもう動いていますけれど、非常に高額なお金を払って加害者が指導を受けるという現状なので、民間のところまで下りてきて、指導をどのように受けるかというのは難しいのが現状です。また10年、県が調査研究で待つことがないように、是非、進めていただきたい。被害者は逃げるしかないのではなくて、ちゃんと加害者の指導をしてもらえる時代になってほしいと思っています。</p>
会長（司会）	<p>御意見ということでしたけど、もしよろしければ、何かコメントがありましたら。</p>
男女共同参画青少年課長	<p>国は、今年から加害者更生に向けたモデル事業を実施しています。そして令和4年度までに、ガイドラインをつくらんと聞いております。県内では、加害者更生プログラムを実施できる民間団体が育っていません。まだまだ時間がかかるかもしれませんが、これからは被害者対策と併せて加害者対策も必要になってくる。この5年間の計画期間中において、動きが本格化してくる</p>



	<p>可能性もあるので、まずはそこに向けて情報収集と共有から始めていきたいと考えております。</p>
会長（司会）	<p>ありがとうございました。まだまだ皆さんから御意見を頂きたいのですが、時間が来ましたので、ここで区切らせていただきたいと思います。多くの貴重な意見をありがとうございました。</p> <p>今後は、先ほどのウィズプランと同じようにこの基本計画につきましても、11月の終わりにパブリックコメントが予定されています。事務局においては、今回の御意見をパブリックコメントと合わせて検討し、最終案を作成していただきますようお願いいたします。なお、この間の作業について、事務局との調整を私に御一任いただくこととしてよろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。それでは、そういう形でさせていただきます。事務局もよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、最後に（3）その他ですけれども、委員の皆様から何かありますでしょうか。</p>
委員	<p>たびたび申し訳ございません。開催の場所です。委員の改選期もありました。ずっとウィズセンター以外の場所でされています。以前は、男女共同参画審議会はウィズセンターで開催されていました。ずっと月曜日で、ウィズセンターが休館です。委員の方でウィズセンターに行ったことがない方もいらっしゃるのかなと思います。この審議会をウィズセンターで開催していただけたらありがたいかなと思います。これは要望でございます。よろしく願いいたします。</p>
会長（司会）	<p>開催場所ですけれども、何かありますか。よろしいですか。</p>
事務局	<p>今言われたようないろいろな事情がありまして、なかなか会場が難しいのですが、御要望に沿えるように、ウィズセンターで調整したいと思います。</p>
会長（司会）	<p>そのように努力をしていただければと思います。その他何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、以上で本日の審議を終了したいと思います。今日はいろいろな意見を頂きましたが、この時間に意見を言えなかったという方も結構いらっしゃるかと思います。ぜひ、この後でも結構ですし、メールなどで連絡していただきまして、皆さんの御意見を言っていただければと思います。皆さんの御意見をベースにしてパブリックコメントに案を出したいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。私も今日の資料を読ませていただきまして、少し分かりづらいところもあったと思います。やはり、この話というのは個人の問題ではなくて社会の問題ですから、どうやって意識を醸成していった、そしてそれを行動にしていくかということで、仕組みとか、民間の経営の方の意識とか、そういうことも非常に大きな要素だと思います。そういう方々にも提案が響くような文章にさせていただきたいと思いました。皆さんからも、ぜひ積極的に御意見を頂ければと思います。</p> <p>それでは、進行を事務局にお返ししたいと思いますのでよろしくお願い致します。</p>
事務局	<p>会長ありがとうございました。委員の皆さまお疲れさまでした。ありがと</p>

	<p>うございました。</p> <p>なお、次回の開催ですが、1月下旬から2月上旬を予定しております。後日照会させていただきます。委員の皆さまには、御多忙とは存じますが引き続きよろしく申し上げます。</p> <p>以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>
--	--